

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

他の地区のポリシーで明確に規定されている場合を除き、この統一苦情処理手続（UCP）は、BP 1312.3 に明記されている苦情のみを調査し、解決するために使用されるものとします。

コンプライアンス担当者

地区は、苦情を受け、調整し、調査し、州および連邦の公民権法を遵守する責任者として、以下に示す個人、職位、または単位を指定します。この個人、役職、またはユニットは、AR5145.3「無差別/ハラスメント」に規定されている、違法な差別、ハラスメント、脅迫、またはいじめに関する苦情の処理、およびAR5145.3「セクシャルハラスメント」に関する苦情の処理に責任を負うコンプライアンス担当者としても機能します。

Dr. Kelly King, Assistant Superintendent – Educational Services
223 North Jackson Street
Glendale, CA 91206
(818) 241-3111, Ext. 1208
kking@gusd.net

Dr. Marine Avagyan, ディレクター- 公平性、アクセス、家族への取り
組み 223 North Jackson Street
Glendale, CA 91206
(818) 241-3111, Ext. 1457
mavagyan@gusd.net

苦情を受けたコンプライアンス担当者は、苦情を調査し解決するために別のコンプライアンス担当者を指定することができます。コンプライアンス担当者は、別のコンプライアンス担当者が苦情を担当することになった場合、該当する場合には、速やかに原告および被告に通知するものとします。

いかなる場合においても、コンプライアンス担当者は、公正な調査や苦情の解決を妨げるような偏見や利害の対立を持つ苦情を担当してはならない。コンプライアンス担当者に対する苦情、またはコンプライアンス担当者が偏見なく公正に苦情を調査する能力について懸念が生じた場合は、管理監督者または被指名人に提出し、その苦情がどのように調査されるかを決定するものとします。

管理監督者または被指名者は、苦情の調査および解決を担当する職員が、研修を受け、担当する苦情で問題となる法律やプログラムについての知識を持つようにしなければならない。このような職員に提供される研修は、現行の州法および連邦法、ならびに

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

このような従業員は、プログラムに適用される州法および連邦法、違法な差別、ハラスメント、脅迫、またはいじめを主張するものを含む苦情を調査し解決するための適用プロセス、苦情に関する決定を下すための適用基準、および適切な是正措置を説明する。任命された従業員は、教育長または被指名人の決定により、法律顧問を利用することができます。

コンプライアンス担当者、または必要に応じて適切な管理者は、調査中および結果が保留中の間、暫定措置が必要かどうかを判断するものとする。暫定措置が必要と判断された場合、コンプライアンス担当者または管理者は、教育長、教育長が指名する者、または適切であれば現場の校長と協議し、一つまたは複数の暫定措置を実施するものとする。暫定措置は、遵守責任者が必要ないと判断するまで、あるいは地区が最終的な書面による決定を下すまで、いずれか早く発生した時点で実施されるものとしす。

通知

地区の UCP 方針と管理規定は、職員ラウンジや生徒会会議室を含むすべての地区内の学校と事務所に掲示されるものとしす（教育法典 234.1 項）。

さらに、教育長または指名された者は、毎年、学生、職員、地区学生の保護者、地区諮問委員会委員、学校諮問委員会委員、適切な私立学校の職員または代表者、その他の関係者に、地区の UCP について書面で通知するものとしす(5 CCR 4622)。通知には以下が含まれます。

1. 保護された集団に対する不法な差別、嫌がらせ、脅迫、いじめの禁止に関するものを含め、連邦および州の法律および規制を遵守する責任が地区にあるとの声明、および付属の理事会方針の「UCPの対象となる苦情」の項に明記されているUCPの対象となるすべてのプログラムおよび活動の一覧。
2. 苦情処理を担当する役職名、現在その役職に就いている人物の身元（判明している場合）、その人物は調査を担当する法律とプログラムについて精通している旨の記述。
3. 不法な差別、嫌がらせ、脅迫、またはいじめを主張する苦情を除くUCPの苦情は、違反の疑いが生じた日から1年以内に提出されなければならないという声明文。

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

4. 不法な差別、ハラスメント、脅迫、またはいじめを主張するUCPの苦情は、申し立てられた行為の日または申し立てられた行為の事実を申立人が最初に知った日から6ヶ月以内に提出しなければならないという声明書。
5. 公立学校に在籍する生徒は、カリキュラムや課外活動を含め、地区の教育プログラムの不可欠な基本部分を構成する教育活動への参加費を支払うことを要求されないという声明。
6. 学生納付金または地域管理・説明責任計画（LCAP）に関する苦情は、苦情申立者が苦情を裏付ける証拠または証拠につながる情報を提供する場合、匿名で申し立てることができる旨の記述。
7. 教育法第48645.7条、第48853条、第48853条.5、第49069条.5、第51225条.1、第51225条.2に規定される、里子の子供、ホームレスの生徒、軍籍の子供、元少年裁判所学校生徒の教育権および苦情処理方法に関する標準的通知を地区が掲示するという記載。
8. 苦情は、地区のUCPに従って調査され、苦情受領から60日以内に書面による決定が苦情申立者に送られること（ただし、苦情申立者の書面による同意によりこの期間が延長された場合はこの限りではない）についての記述。
9. 付属の理事会方針に明記されたUCPの範囲内のプログラムについては、苦情申立者は、地区の決定を受けてから30暦日以内に、苦情原文と地区の決定書のコピーを含む書面による異議を申し立てることにより、地区の調査報告書をカリフォルニア教育省（CDE）に訴える権利を有するという声明文。
10. 差別、ハラスメント、脅迫、またはいじめを禁止する州法または連邦法に基づき、差止命令、禁止命令、またはその他の救済措置や命令を含みますが、これらに限定されない民事法による救済措置について、該当する場合、申立人に通知する文言。
11. 地区のUCPのコピーは無料で入手可能である旨の声明。

年次通知、順守責任者の完全な連絡先、および教育法典 221.61 に従って義務付けられているタイトル IX に関する情報は、地区のウェブサイトに掲載されるものとし、地区が支援するソーシャルメディアがある場合には、それを通じて提供することができます。

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

教育長または指名された者は、英語力に限度のある生徒と保護者を含むすべての生徒と保護者が、UCP に関する地区の方針、規則、書式、通知に記載されている関連情報を利用できるようにします。

特定の地区の学校に在籍する生徒の 15%以上が英語以外の単一主言語を話す場合、教育法 234.1 と 48985 に従い、地区の方針、規則、書式、通知をその言語に翻訳するものとします。それ以外の場合、地区は、英語力に制限のある保護者がすべての関連する UCP 情報を有意に入手できるようにしなければなりません。

苦情の申し立て

苦情は、コンプライアンス担当者が提出するものとし、同担当者は、受け取った苦情のログを管理し、それぞれにコード番号と日付印を付与するものとします。コンプライアンス担当者に指定されていないサイト管理者が苦情を受け取った場合、そのサイト管理者はコンプライアンス担当者に通知するものとします。

すべての苦情は、文書で提出し、苦情申立者が署名するものとする。苦情申立者が、障害や読み書きができないなどの理由で苦情を書面にすることができない場合、地区職員が苦情の提出を支援するものとします。(5 CCR 4600)

苦情はまた、該当する場合、以下の規則に従って提出されるものとします。:

1. 付属の理事会ポリシーに明記されているプログラムを管理する、該当する州法あるいは連邦法、あるいは規制に対する地区の違反を申し立てる苦情は、個人、公共機関、あるいは組織から提起することができます (5 CCR 4630)。(5 CCR 4630)
2. 学費、預かり金、手数料の禁止に関する法律への違反、または LCAP に関連する要件への違反を申し立てる苦情は、違反の申し立てを裏付ける証拠、または証拠となる情報を提供する場合、匿名で提出することができます。違法な学生料金の徴収の禁止に対する違反に関する苦情は、学校の校長、または教育長、または指名された者に提出することができます。
3. 違法な差別、嫌がらせ、脅迫、またはいじめを主張する UCP 苦情を除き、UCP 苦情は、違反の疑いが生じた日から 1 年以内に提出するものとします。LCAP に関する苦情については、違反が疑われる日付は、郡教育長が理事会により採択された LCAP を承認する日付とします。

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

違反が疑われる日付は、郡教育長が理事会により採択された LCAP を承認した日付です。(5 CCR 4630)

4. 違法な差別、ハラスメント、脅迫、またはいじめを主張する苦情は、個人的に違法な差別を受けたと主張する人、特定の集団が違法な差別を受けていると考える人、または個々の生徒が差別、ハラスメント、脅迫、またはいじめを受けたと主張する 正規に認められた代理人のみが提出できる(5 CCR 4630)。(5 CCR 4630)
5. 不法な差別、嫌がらせ、脅迫、またはいじめを申し立てる苦情は、不法な差別の疑いが生じた日から 6 ヶ月以内、または原告が不法な差別の疑いの事実を最初に知った日から 6 ヶ月以内に開始されなければならない。申立期間は、正当な理由がある場合、申立者が延長の理由を記載した書面を提出し、教育長または被指名人によって 90 日まで延長することができる。(5 CCR 4630)
6. 不法な差別、ハラスメント、脅迫、またはいじめを主張する苦情が匿名で提出された場合、提供された情報の具体性と信頼性、および主張の深刻さに応じて、コンプライアンス担当者が調査または他の対応を適切に行うものとします。
7. 不法な差別による嫌がらせ、脅迫、またはいじめの申立人、あるいは申立人でない場合は被疑者が守秘義務を要請した場合、コンプライアンス担当者は、その要請により、地区の行為に関する調査またはその他の必要な措置を取る能力が制限される場合があることを申立人または被害者に通知するものとします。守秘義務の要請に応じる場合、地区は、それでもなお、要請と一致する苦情を調査し、解決/対応するためにあらゆる妥当な措置を講じるものとします。

仲裁

苦情を受け取ってから3営業日以内に、コンプライアンス担当者は、苦情を解決するために調停を利用する可能性について、すべての当事者と非公式に話し合うことができる。調停は、複数の生徒と成人が関与していない苦情を解決するために提供されるものとする。しかし、調停は、性的暴行の申し立てを含む苦情、または調停の当事者が参加を余儀なくされると感じる合理的なリスクがある場合、その解決のために提供または使用されてはならない。当事者が調停に同意した場合、コンプライアンス担当者は、このプロセスのためのすべての手配を行うものとします。

報復または違法な差別ハラスメント、脅迫、またはいじめを主張する苦情の調停を開始する前に、コンプライアンス担当者は、すべての当事者が以下に同意することを確認するものとします。

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

関連するすべての機密情報へのアクセスを調停者に許可することを確認するものとします。また、コンプライアンス担当者は、いつでも非公式なプロセスを終了させる権利を全当事者に通知するものとします。

調停プロセスが法律の範囲内で問題を解決しない場合、コンプライアンス担当者は、苦情の調査を進めるものとします。

調停を利用しても、苦情申立者がそのような時間延長に書面で同意しない限り、苦情を調査し解決するための地区のスケジュールを延長しないものとします。調停が成功し、苦情が撤回された場合、地区は、調停を通じて合意された措置のみを講じるものとする。調停が失敗した場合、地区は、本行政規則に明記されているその後の手順を継続するものとします。

苦情の調査

コンプライアンス担当者が苦情を受け取ってから10営業日以内に、コンプライアンス担当者は、その苦情に関する調査を開始するものとします。

調査を開始してから1営業日以内に、コンプライアンス担当者は、苦情に含まれる情報をコンプライアンス担当者に提示する機会を、苦情申立人及び／又は苦情申立人の代理人に提供し、苦情における申し立てを裏付けるあらゆる証拠、又は証拠につながる情報をコンプライアンス担当者に提示する機会を、苦情申立人及び／又は代理人に通知しなければならないものとします。かかる証拠または情報は、調査中いつでも提示することができます。

調査を行うにあたり、コンプライアンス担当者は、入手可能なすべての文書を収集し、調査中に当事者から受け取った追加の証拠または情報を含め、苦情に関する入手可能なすべての記録、メモ、または声明を確認するものとします。コンプライアンス担当者は、苦情に関連する情報を持つ利用可能なすべての証人と個別に面談するものとし、関連する行為が行われたとされる合理的にアクセス可能な場所を訪問することができるものとします。適切な間隔で、コンプライアンス担当者は、調査の状況を当事者に通知するものとします。

報復、違法な差別、ハラスメント、脅迫、またはいじめを主張する苦情を調査するために、コンプライアンス担当者は、申し立てられた被害者、申し立てられた加害者、およびその他の関連する証人に、個人的に、別々に、そして内密に面接するものとします。必要に応じて、追加のスタッフまたは法律顧問が調査を実施または支援することができます。

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

申立人が、申立の申し立てに関連する文書またはその他の証拠を地区の調査官に提供することを拒否した場合、調査に協力しなかった場合、または拒否した場合、あるいはその他の調査を妨害した場合、申立人は、地区を訪問することができます。

その他の調査に対する妨害は、申し立てを裏付ける証拠がないため、申し立てを却下する場合があります。地区が調査官に苦情の申し立てに関連する記録や情報を提供することを拒否したり、調査への協力を怠ったり拒否したり、その他調査を妨害した場合、収集した証拠に基づき、違反があったと認定し、申立人に有利な救済措置を課すことができます (5 CCR 4631)。

調査報告書の提出期限

原告との書面による合意により延長されない限り、調査報告書は、地区が苦情を受け取ってから 60 暦日以内に原告へ送付されるものとします。苦情を受け取ってから30暦日以内に、コンプライアンス担当者は、以下の「調査報告書」の項に記載されている通り、書面による報告書を作成し、苦情申立者に送付するものとします。苦情申立者がコンプライアンス担当者の決定に不満がある場合、苦情申立者は、5営業日以内に、理事会に書面をもって苦情を申し立てることができます。

理事会は、次の定例理事会、または苦情に回答しなければならない 60 日の期限を満たすために招集された臨時理事会で、この問題を検討することができます。法律で義務づけられている場合、この問題は非公開で審議されるものとします。理事会は、苦情を聴取しないことを決定することができます。この場合、コンプライアンス担当者の決定が最終決定となります。

理事会が苦情を聴取する場合、コンプライアンス担当者は、地区が苦情を最初に受け取ってから60暦日以内、あるいは苦情提出者との書面による合意で指定された期間内に、理事会の決定を苦情提出者に送付しなければなりません (5 CCR 4631)。

違法な差別、ハラスメント、脅迫、いじめを主張する苦情については、回答者は、苦情申立人と合意した期限の延長について知らされるものとし、苦情申立人と同じ方法で、決定に不満がある場合は、理事会に苦情を申し立てることができます (5 CCR 4631)。

調査報告書

すべての苦情について、地区の調査報告書には以下を含めるものとします(5 CCR 4631)。

1. 収集した証拠に基づく事実の発見。

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

2. 地区が関連法を順守しているかどうかについて、各申告に明確な判断を示す結論。
3. 法律で義務付けられている場合、影響を受ける生徒と保護者全員への救済措置、学生への苦情については、教育法典49013と5 CCR 4600に準拠した救済措置など、地区が苦情にメリットを見出した場合の是正措置。
4. 5CCR 4610に明記されていない苦情に対応するために、地区がUCPを使用した場合を除き、苦情提出者が地区の調査報告書をCDEに上訴する権利について通知すること。
5. CDE に不服申し立てを行うための手続き。

また、調査報告書には、再発防止や報復の防止、その後の問題の報告のためのフォローアップの手続きが含まれている場合があります。

地区の法律顧問と協議の上、当事者のプライバシーが保護される限り、調査報告書の関連部分に関する情報を、申立人ではない被害者、および調査報告書の実施に関与する可能性のある者、あるいは苦情の影響を受けるその他の者に伝達することができます。違法な差別ハラスメント、脅迫、およびいじめを主張する苦情において、被害者とされる者への調査報告書の通知には、被害者とされる者に直接関係する被申立人に課せられる制裁についての情報が含まれるものとします。

英語が不自由な生徒または保護者が苦情を訴えた場合、地区からの回答（苦情提出者が要求した場合）および調査報告書は、英語および苦情が提出された言語の主要言語で書かれなければなりません（1998年6月理事会会合、決定348号）。

州法に基づく不法な差別、嫌がらせ、脅迫、いじめを申し立てる苦情については、調査報告書に、次のような原告への通知も含めるものとします。

1. 原告は、CDE に不服申し立てを行った後 60 暦日以内に、差止命令、禁止命令、その他の救済措置や命令など、地区の苦情手続き外で利用できる民事法上の救済措置を求めることができます。(教育法第262条.3)
2. 60 日の猶予期間は、州裁判所に対する差止命令による救済を求める訴えや、連邦法に基づく差別の訴えには適用されません(教育法第262条.3)。
3. 人種、肌の色、国籍、性別、障害、年齢に基づく差別を訴える苦情は、差別の疑いから 180 日以内に、米国教育省市民権局 (www.ed.gov/ocr) にも提出することができます。

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

是正措置

苦情に理由があると判断された場合、コンプライアンス・オフィサーは、法律で認められている適切な是正措置を採用するものとします。学校または地区のより大きな環境に焦点を当てた適切な是正措置には、地区の方針を強化するための措置、教職員や学生に対する研修、学校方針の更新、また校風土調査が含まれますが、これらに限定されません。

報復や違法な差別、嫌がらせ、脅迫、いじめを含む苦情については、被害者に提供され、被害者には伝えられない適切な救済措置には、以下のものが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

1. カウンセリング
2. 学術的な支援
3. 健康サービス
4. 被害者がキャンパス内を安全に移動できるようにするためのエスコートの割り当て
5. 利用可能なリソースと同様の事件や報復を報告する方法に関する情報
6. 被害者を他の関係者から引き離す（ただし、引き離すことによって被害者に罰則を与えないこと）。
7. 修復のための正しさ
8. 行為が停止し、報復がないことを確認するためのフォローアップ調査

生徒を被申立人とする報復や違法な差別、嫌がらせ、脅迫、いじめに関する苦情については、学生に提供される適切な是正措置には以下のものが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

1. 許可されているクラスへの移動や転校
2. 保護者との面接
3. その行為が他社に与える影響に関する教育。

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

4. ポジティブな行動支援
5. 生徒成功チームへの紹介
6. 課外活動や共同活動への参加拒否、または法律で容認されているその他の特権の付与
7. 法律で認められている停学や退学などの懲戒処分

従業員が報復行為または違法な差別、ハラスメント、脅迫、いじめを行ったと判明した場合、当地区は適用法および団体協約に基づき、解雇を含む適切な懲戒処分を行うものとします。

また、当地区は、生徒、職員、保護者が、不法な差別、ハラスメント、脅迫、あるいはいじめとなる行為の種類、当地区がそれを容認しないこと、そしてそれを報告し対応する方法を理解できるように、より広い学校コミュニティに対する研修やその他の介入を検討することもできます。

苦情が正当なものであると認められた場合、苦情申立人またはその他の影響を受ける者に適切な救済措置が提供されるものとします。

ただし、生徒の学費、預かり金、その他の料金、体育の授業時間、教育内容のないコース、または LCAP に関連する要件に関する法律の不適合を申し立てる苦情に正当性が認められる場合、地区は、州教育委員会の規則で定められた手続きに従って、影響を受けるすべての生徒と保護者に救済策を提供するものとする。(教育法第49013条, 第51222条、第51223条、第51228条.3、第52075条)

生徒の納付金に関する法律の不履行を主張する申し立てについて、地区は、合理的な努力をすることにより、申し立てを行う前の1年間に違法な納付金を支払った影響を受ける学生および保護者をすべて特定し、全額弁済するよう誠実に努力するものとします(教育法第49013条; 5 CCR 4600)

カリフォルニア州教育省への不服申し立て

UCP の対象となる特定の連邦または州の教育プログラムに関する苦情について、地区の調査報告書に不満がある申立人は、地区の調査報告書を受け取ってから 30 暦日以内に、CDE に書面で異議を申し立てることができます(5 CCR 4632)。

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

不服申し立ては、地元で申し立てられた苦情の原本およびその苦情に関する地区の調査報告書のコピーを添えて、CDE に送付するものとします。苦情申立者は、以下の少なくとも1つを含む、苦情の根拠を明示し説明するものとします(5 CCR 4632)。

1. 当地区は苦情処理手続きを怠りました。
2. 苦情の申し立てに関連して、地区の調査報告書は、法律の結論に達するために必要な重要な事実の発見を欠いています。
3. 地区の調査報告書の重要な事実認定は、実質的な証拠によって裏付けられていません。
4. 地区の調査報告書の法的結論は、法律と矛盾しています。
5. 地区がコンプライアンス違反を発見した場合、是正措置が適切な救済を提供できていません。

CDEから地区の調査報告書が不服であると通知された場合、教育長または指名された者は、通知の日から10日以内に以下の書類をCDEに送付するものとします。(5 CCR 4633)

1. 訴状原本の写し
2. 学区の調査報告書の写し
3. 当事者から提出され、調査官が収集したすべてのメモ、インタビュー、文書を含む(ただし、これらに限定されない)調査ファイルの写し
4. 苦情を解決するために取られた措置の報告書
5. 学区の統一苦情申し立て手続きの写し
6. その他のCDEに要求された関連情報

地区の調査報告書が、申し立てで提起された申し立てに対応していないと CDE から通知された場合、地区は、通知から 20 日以内に、元の調査報告書で対応していない申し立てに対応した修正調査報告書を CDE と上訴人に提供するものとします。また、修正報告書は、元の報告書で扱われなかった申し立てに関して、修正報告書を別途上訴す

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

る権利を控訴人に通知するものとします。(5 CCR 4632)

認可外プリスクール教育プログラムにおける健康と安全に関する苦情

認可外保育施設における健康や安全に関する苦情は、5 CCR 4690-4694に記載された手続きにより対処されます。

安全衛生法 第1596条7925 に基づく CSPP の安全衛生問題の適切な対象を特定するため、安全衛生コード 1596.7925 に基づく CSPP プログラムに適用されるタイトル5 規則の安全衛生要件と、これらの要件の不順守を申し立てるための苦情提出用紙を入手できる場所を保護者、生徒、教師に知らせる通知を地区内の各免許制 CSPP 教室に掲示しなければならない。この目的のために、教育長または被指名人は、CDE のウェブサイトから利用可能な通知をダウンロードし、掲示することができます。(教育法第 8235条.5; 5 CCR 4690)

5 CCR 4622 に従って配布される地区の年次 UCP 通知書には、どの CSPP プログラムが認可を免除されて運営されているか、どの CSPP プログラムが規則集第 22 編に基づく要件に従って運営されているかを明確に示すものとします (5 CCR 4691)。(5 CCR 4691)

ライセンス免除のCSPPプログラムにおける特定の健康や安全に関する苦情は、外就学前教育管理者または被指名人に提出するものとし、匿名での提出もできます。

苦情用紙には、苦情を提出する場所を明記し、苦情者が苦情に対する返答を希望するかどうかを記入する欄があり、苦情者が苦情を説明するために必要なだけの文章を追加することができるものとします(教育法第8235条.5; 5 CCR 4690)。

苦情が外就学前教育管理者の権限を超えていると判断された場合、その問題は、解決のために10営業日を超えない範囲で、適時に教育長または指名された者に転送されるものとする。園の管理者または教育長または被指名者は、その権限の範囲内で苦情を調査するためにあらゆる適切な努力をするものとします。(教育法第 8235条.5; CCR 4692)

免許免除のCSPPプログラムにおける健康や安全に関する苦情の調査は、苦情を受け取ってから10日以内に開始されるものとします。(教育法第8235条.5; CCR4692)。

プリスクールの管理者または被指名者は、有効な苦情を、苦情を受け取った日から30営業日を超えない合理的な期間内に改善するものとします。苦情者が苦情に対する回答を希望した場合、園の管理者または教育長の被指名者は、苦情の最初の提出から45営業日以内に、苦情の解決策を報告するものとします。

地域社会との関係

統一苦情申し立ての手続き

苦情の解決は、苦情者とCDEの現場コンサルタントに報告する。園の管理者がこの報告をする場合、その情報は同時に教育長または指名された者に報告されるものとします。(教育法第8235条5、5 CCR 4692)

免許免除のCSPPプログラムにおける健康または安全の問題に関する苦情が、英語を母国語としない生徒または保護者に関する場合、苦情申立者から要請があれば、地区の回答および調査報告書は、英語および苦情が提出された主要言語で書かれるものとします。

苦情解決に満足できない場合、苦情申立者は、定期的開催される理事会に苦情を説明する権利を有し、書面による報告書の日付から30日以内に、5 CCR 4632に従って、地区の決定について公教育長に書面による抗議を提出することができます(教育法第8235条.5; 5 CCR 4693, 4694)。

すべての苦情とその回答は公文書となります(5 CCR 4690)。

教育長または指名された者は、四半期ごとに、すべてのCSPPの安全衛生に関する苦情の内容および理由をまとめたデータを、一般的な対象分野別の苦情件数と解決済みおよび未解決の苦情件数とともに、定例理事会および郡教育長に報告するものとします (5 CCR 4693)

承認された規則: 1985年8月 (和式年月日記載省略)

改訂された規則: 07/16/1991; 11/03/1992; 10/07/1997; 12/17/2002; 06/27/2006;
11/16/2007; 08/24/2010; 10/24/2011; 01/30/2014; 05/06/2014;
11/18/2016; 09/01/2017; 02/06/2018; 05/21/2018; 06/07/2019;
07/17/2020; 03/12/2021; 08/06/2021; 09/24/2021; 05/27/2022

(旧AR 1312)